

＜無利息型普通預金（決済用預金）＞商品概要説明書

平成24年7月10日現在

1. 商品名	● 無利息型普通預金（決済用預金）
2. ご利用いただける方	● 法人のお客様 ● 個人および個人事業主のお客様
3. 期間	● 期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	● 随時預入
預入金額	● 1円以上
預入単位	● 1円単位
5. 払戻方法	● 随時払い戻しできます。
6. 利息	● 利息はつきません。
7. 税金	● 利息がつきませんので税金はかかりません。
8. 手数料	● キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。（詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください。）
9. 付加できる特約事項	● 個人のものは「総合口座」の取扱いができます。 ● マル優の対象ではありません。
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-58-3311）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）もしくは、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
11. その他参考となる事項	● 公共料金等の自動支払および給与・年金等の自動受取ができます。 ● 預金保険制度により無利息型普通預金は全額保護されます。 ● 有利子の普通預金へ切り替えすることも出来ます。 有利子の普通預金は預金保険制度の付保対象預金ですが、当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。